

公立大学法人新潟県立看護大学第3期中期目標（案）の概要について

1 中期目標について

- 中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である県が公立大学法人新潟県立看護大学に指示する業務運営に関する目標
- 第2期中期目標の期間は令和元年度から令和6年度までの6年間であったため、令和7年度から令和12年度までの第3期中期目標を策定する必要があるもの

2 第3期中期目標策定の基本的な考え方

第2期の基本的な方向性は維持しつつ、第2期の実績や社会情勢を踏まえるとともに、看護師の県内就職に向け、一層の取組を促し、大学の質がより高まる業務運営を法人に求める

3 見直しのポイント

項目	内容
① 教育・研究・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域社会と連携し、地域課題の解決に向けて積極的な役割を果たすこと」を基本目標に追加 (A)</li> <li>・リスキリングやUターン支援等による県内定着について追加 (B)</li> <li>・関係機関と連携し、「専門性の高い看護職育成」に取り組むことを追加 (C)</li> <li>・「地域の看護人材が連携して」研究に取り組む体制を充実させるよう目標を修正 (D)</li> </ul>
② 人材供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護人材確保のため、「県内医療機関と連携し」、「県内インターンシップなどを積極的に進め、本県の地域医療の魅力を伝える」ことを追加 (E)</li> </ul>
③ 県総合計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに策定される県総合計画を踏まえる</li> </ul>
④ 地方独立行政法人法改正 (R5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正により、中期計画に評価指標を位置付ける</li> </ul>

4 第3期中期目標（案）の概要

(凡例) 太字は主な追加・修正箇所

項目	内容
基本的な目標	<p>多様に変化するニーズに柔軟に応じうる資質の高い看護人材を育成するとともに、地域とともに邁進する大学として、その成果を絶えず地域社会に還元し、もって、新潟県はもとより、国内外の看護学の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p><b>少子高齢化と人口減少が進み、地域の保健・医療・福祉の状況が大きく変化する今日、大学にはこれまで以上に地域社会と連携し、地域課題の解決に向けて積極的な役割を果たすことが期待されている。(A)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護人材の育成と確保</li> <li>2 高度な看護人材の育成と看護学研究の推進</li> <li>3 <b>国内外の関係機関との連携と社会貢献</b></li> </ol>

リスキリングやUターン支援等による県内定着について追加 (B)

項目	内容
第1 中期目標の期間	2025（令和7）年度から2030（令和12）年度
第2 大学の教育・研究・地域貢献等の向上に関する目標	1 教育に関する目標 ① 教育の成果 ② 学生の確保 ③ 教育の内容 ④ 教育の実施体制等 ⑤ <b>学生への支援</b>
	2 研究に関する目標 ① 研究水準及び成果等 ② 研究実施体制の整備等
	3 地域貢献・国際交流に関する目標 ① <b>地域社会のニーズへの対応</b> ② 地域社会との連携強化 ③ 国際交流
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標 2 人事の適正化に関する目標 3 事務の効率化・合理化に関する目標
第4 財務内容の改善に関する目標	1 自己収入の増加に関する目標 2 経費の節減に関する目標 3 資産の運用管理の改善に関する目標
第5 自己点検・評価の実施及び情報公開の推進に関する目標	
第6 その他業務運営に関する重要目標	

看護人材確保のため、「県内医療機関と連携し、県内インターンシップなどを積極的に進め、本県の地域医療の魅力を伝える」ことを追加（E）

「専門性の高い看護職育成に取り組む」ことを追加（C）  
「地域の看護人材が連携して」研究に取り組むことを追加（D）

## 5 策定スケジュール

令和6年12月5日	評価委員会で中期目標（案）審議 パブリックコメント実施（R6.12/12～R7.1/10）⇒意見なし
令和7年1月23日	第4回看護大学部会 （中期目標（案）の確定、中期計画（案）の審議・確定） 公立大学法人新潟県立看護大学へ意見聴取
2月	県議会へ提案・審議 公立大学法人新潟県立看護大学に第3期中期目標を指示